

連合軍總司令部

(S P B企画課仮訳)

AG 628 (27 Jan 50) ESS / PF  
SCAPIN 2076

占領軍用家族住宅増築に係る  
準備に関する件

1. 日本政府は占領軍職員に貸与する住宅20  
戸を建設する様直ちに処置を講ずべし。  
これら住宅は必要な施設を包含し、極東軍總  
司令部技術局の認可せる計画書及び仕様書に  
指示される場所或はそれに基く場所に建設さ  
れなければならない。

これらの住宅はこの目的に沿つて割設された  
公法人により建設され又賃貸が行はれなけれ  
ばならない。

2. この住宅建設資金は当該法人への貸付とし  
ての米国対日援助見返資金より充当すべし。  
これら住宅の装備維持管理運営費は終戻処理  
費をもつて當てる。賃料は連合軍總司令部  
の決定した方法と料金に基き居住者が当該法

人に対し支拂うものとする。

3. 日本政府は本指令実現の為必要な実施計画全  
を作成し/1950年2月/5日迄に經濟科学  
局に提出すべし。

4. 本指令履行のため次の計画に基きアクション  
をとるべし：

1950年2月/日～3月/日

財政上の準備及契約規則の着手

3月/日～4月/日

建設計画及び契約締結の終了

4月/日

建設工事開始

5月/日

竣工

5. 総司令部の関係機関と直接連絡することを  
許可する

總司令官代理

將官補佐

代將 G. B. BUSH

1. 建築の設計及び仕様書の決定。
2. 契約書の正式調印をするまでに必要な交渉の完了。
3. 法律案及び予算案の国会通過
4. 公社が×月／日より業務を開始し建設に着手するため必要な行政的措置

(イ) 6月／日

1. 公社の正式の成立
2. 契約の正式調印
3. 建設の開始

(ロ) 8月／日

建設の完了

三 前項の実行計画を達成するため左記の措置を要望する。

- (一) 住宅敷地を新に取得する必要がある場合は、速に調達要求書(P.D.)を発出されたいこと。
- (二) 電気施設、水道施設その他の附帯施設に関する設計を速に且つ適切に樹てることは建設を速に行うため肝要であるので、住宅建設の地域、戸数及び敷地を明確に示す詳

細な計画を2月中に提示されたいこと。  
(三) 住宅建設の基本的設計以外の、給水その他用役(utility)に関する設計は、当該建設敷地の地理的條件等の特殊事情に精通している特別調達廳本廳及び支局の技術者にその作成を委任されたいこと。

内閣総理大臣に代り  
特別調達廳長官

宛 先 連合国軍最高司令官  
(経済科学局気付)

経 由 外務省連絡局

発信者 内閣總理大臣

件 名 連合軍に対する家族住宅の追加提供に関する件

一 参照文書

昭和25年1月27日附連合国軍最高司令官  
の日本政府に対する覚書 AG 628 (27 JAN  
50) ESS / P E SCAPIN 2076 件

名上記

二 上記覚書第三項に従い、日本政府は該覚書  
による指令を実行するに必要な行為計画を提  
出し、貴下の承認を求めるものである。その  
計画は左記の通りである。

(1) 連合国軍家族住宅の建設及び賃貸を目的  
とする「連合国軍人等住宅公社」という名  
称の公法人を設立するため、これに必要な  
法律案及び予算案を第七国会に提出し、そ  
の速な議決を国会に要請する。

公社は対日援助見返資金より資金を借り入れ、  
自己の名において住宅を建設する。然し事

務執行は特別調達廳がその廳費を以て公社  
の名において、これをなすものとする。当  
該住宅の家具備付、維持及び運営は連合國  
軍の発する調達要求書に基いて終戦処理事  
業費から支出する。

この計画に基く法律案及び予算案の詳細は  
目下非公式に経済科学局と交渉中であつて  
上記法律案及び予算案を国会に提出するこ  
とについて近く貴司令部に承認を申請する  
予定である。

(2) 石公社が設立される迄は、特別調達廳が  
住宅建設についての所要の準備をする。  
(3) 日本政府は、左記予定計画を達成するよ  
う萬全の努力をする。

- (1) 2月1日より2月28日まで。
1. 公社設立及び所要資金調達のための  
法律案及び予算案の準備。
  2. 契約の方式及び條件に関する訓令そ  
の他契約條項についての所要の準備。
- (2) 3月1日より3月31日まで。

め  
ぐ  
れ  
ず